

農林水産部工事情報共有システム実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農林水産部が発注する工事（営繕工事を除く）において、ASP方式の工事情報共有システムの活用により、更なる受発注者間の業務効率化及び書類の簡素化を図るため、工事情報共有システムの実施に必要な事項を定めたものである。

(システム利用により共有する書類)

第2条 特記仕様書における土木工事書類一覧表のとおりとする。

(工事情報共有システム)

第3条 使用する工事情報システムは、別紙のシステム事業者の中から受注者が選択することとする。

システム利用登録や利用料支払い等の手続きは、受注者とシステム事業者とが直接行うこととする。

(システム利用料)

第4条 工事情報システムの利用に関する費用（登録料及び利用料等）は、工事費の共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれている。

(設計図書への明示)

第5条 特記仕様書において、以下のとおり記載することとする。

ただし、維持修繕工事及び小規模工事等において、工事情報共有システムの使用が適さないものについては、以下の記載はしなものとす。

(工事情報共有システムの利用)

本工事は、「農林水産部工事情報共有システム実施要領」に基づき、受注者がASP方式の工事情報共有システムを利用することとする。

利用しない場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

(情報共有システム事業者)

- (株) アイサス
- (株) 建設システム
- 川田テクノシステム (株)
- (株) 建設総合サービス
- 日本電気 (株)
- (株) ビーイング
- (株) 現場サポート

※京都府の提出書類様式に対応しているシステム事業者